

1. 会合名	非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ（第 35 回）
2. 日 時	令和 7 年 1 月 21 日（火）15:00～16:00
3. 議 案	1. J-Ships における適用対象の追加等に係る規則改正案について 2. 令和 6 年改正金商法に関する対応について（非上場有価証券特例仲介等業務）
4. 主な内容	1. J-Ships における適用対象の追加等に係る規則改正案について 事務局より、資料 1 に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり自由討議が行われた。 【コメント・質疑応答要旨】 ➤ 本件の規則改正に伴い、特定証券情報の「様式 3 の 2」、発行者情報の「様式 6 の 2」が新設されているが、様式番号を現行の番号に続け 7・8 とするのではなく、枝番号を付すこととした理由があればご教示いただきたい。 → 現行の「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」における規定ぶり、様式番号のずれ等による現行実務への影響が生じるおそれ等の技術的な理由から、「3 の 2」・「6 の 2」といった枝番号を用いることとした。今後、更なる様式を新設する際は、枝番号が増え続けるといったことのないよう、適宜対応を検討したい。 2. 令和 6 年改正金商法に関する対応について（非上場有価証券特例仲介等業務） 事務局より、資料 2 に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり自由討議が行われた。 【コメント・質疑応答要旨】 ➤ 資料 2-1、25 頁のスキーム図について、「委託保証金の差し入れ」とはストック・オプション（以下、「S0」という。）保有者又は権利行使により発行された株式を購入する買付者のどちらによるものか。 → 委託保証金の差し入れについては、「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」（以下、「信用取引府令」という。）に基づく対応であるが、当該府令の趣旨としては買付者による過当取引を防止することにあり、当該委託保証金も買付者が差し入れるものである。当該保証金について、非上場有価証券特例仲介等業者は、金融商品取引法施行令案において預託を受けた翌日から 1 週間以内に解消することが求められるところ、現行実務上、約定から受渡しまで 3 週間程度を要するため、スキームが成り立たないという背景がある。 ➤ 今回、金銭の預託期間に関して支障となっているのは、買付者の払い込む保証金のみであり、S0 保有者の払い込む金銭は含まれないという理解で良いか。 → 本件のスキームにおいては、S0 保有者の払い込む権利行使価額は発行体に直接振り込むこととされており、非上場有価証券特例仲介等業者において預託は発生しないと聞いているところである。 ➤ 資料 2-1、18 頁の「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の改正案で第 2 条第 3 号の定義規定を「ロ又はニ」と記載しているが、資料 2-3 では「ロ及びニ」と記載されているため、どちらが正しい改正案かご確認いただきたい。 また、「店頭有価証券に関する規則」や「株主コミュニティに関する規則」の規則改正案における「会員等」の定義について、「定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務のみを行う特定業務会員という。」と記載しているが、定款第 5 条第

	2号ロ及びニに掲げる業務両方を行っている場合や、第二種金融商品取引業も併せて行っている場合にはこの定義に当てはまらないのではないか。定款における「第一種金融商品取引業において」等の規定の工夫が必要ではないか。 → ご指摘いただいた点について、本協会法務部とも連携の上、適切な形に修正等させていただきたい。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-6665-6770）